

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6 月26日
【会社名】	日進工具株式会社
【英訳名】	NS TOOL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 弘治
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井四丁目 5 番 9 号
【電話番号】	0 3－3 7 6 3－5 6 2 1
【事務連絡者氏名】	常務取締役 足立 有子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井一丁目13番 5 号
【電話番号】	0 3－3 7 6 3－5 6 7 2
【事務連絡者氏名】	常務取締役 足立 有子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月22日開催の当社第57回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- ① 期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金25円
- ② その他の剰余金の処分に関する事項
 - (1) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 700,000,000円
 - (2) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 700,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、後藤弘治、後藤隆司、足立有子及び福本昌彦を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、藤崎直子、平賀敏秋を選任する。

第4号議案 退任取締役に對し弔慰金としての退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

平成29年6月20日に逝去されました故取締役会長後藤勇氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準に従い、弔慰金としての退職慰労金200百万円を贈呈することとし、その贈呈の時期、方法等につきましては取締役に一任する。また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）後藤弘治、後藤隆司、足立有子、福本昌彦の4氏及び監査等委員である取締役福田和夫氏に対し、本總會終結の時までの在任中の功勞に報いるため、本總會終結の時までの在任期間に對應する退職慰労金を、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給することとし、その支給時期は各氏の退任時とし、その具体的金額、支給の方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役に、監査等委員である取締役（監査役在任期間分を含む。）については監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につき、平成28年6月24日開催の第55回定時株主総会において決議された報酬額（年額500百万円以内）とは別枠で、株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年額100百万円以内とすること、及び、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容を決定した。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権・無効（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	100,406	59	196	（注）1	可決 99.75
第2号議案				（注）1	
後藤 弘治	100,425	40	196		可決 99.77
後藤 隆司	100,421	44	196		可決 99.76
足立 有子	100,320	145	196		可決 99.66
福本 昌彦	100,425	40	196		可決 99.77
第3号議案				（注）1	
藤崎 直子	100,397	67	197		可決 99.74
平賀 敏秋	100,344	120	197		可決 99.69
第4号議案	84,269	5,547	10,845	（注）1	可決 83.72
第5号議案	99,723	742	196	（注）1	可決 99.07

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上